正副会長の活動状況

知的財産の正しい認識と知見の普及活動

日本弁理士会副会長 杉本 ゆみ子

「知的財産」の語は昨今,新聞紙上で日常的に登場する。 しかしながら「知的財産」とはどういう類の財産なのかを 認識しているのは,極めて限られた人々であるのが現実で ある。

経済の活性化のために、知的財産を正面に見据えた国家 戦略は、わが国の歴史上、いまだかつて存在しなかったも のである。

しかし、「発明」については、「蒸気機関の発明」「電話の発明」 のように一般に「発明」という存在は認識されている一方、 「特許制度」の仕組みについては一般的に認識されていると は言いがたい。

また、商標についても、他人の商標権を侵害している事 実に全く気付かないで、商品を販売しあるいはサービスの 提供を行っている場合も多々見受けられる。「商標」とは何 かが認識されていないことに起因するのである。

日本弁理士会は、知的財産の一般的普及のために知的財産支援活動を幅広く展開している。支援の態様はセミナー形式によるもの、発明相談、教育現場への弁理士の派遣等様々であり、主として知的財産支援センターが担当している。

知的財産支援センターは、運営委員のほかに約1,000 人の弁理士を支援員として登録し、要請に応じて講師・相談員として派遣している。また、日本弁理士会の近畿支部・東海支部・各地方部会等と連携して支援活動を行っている。

知的財産タウンミーティング

本年度の正副会長会では、知的財産タウンミーティングを、本年1月から2月にかけて函館・郡山・広島・三条の各市で開催した。これらのタウンミーティングは、知財推進計画に関する基調講演、開催地の関係者を交えたパネルディスカッション、特許または商標エンターテイメントセミナー等で構成された。基調講演の講師は、内閣官房知的財産戦略推進事務局から出向いていただき、知財活用の仕組みと、知財活動の現状等の説明で日本社会の知財のおかれている実情を参加者に理解を促した。また、特許エンターテイメントセミナーは、知的財産支援センターの運営委員指導による寸劇仕立てで特許の取得・侵害問題をやさしい事例で説明し、参加者から大変わかりやすいと好評であった。

商標エンターテイメントセミナーは,「宇都宮餃子」「日 光猿軍団」等,誰もが知っているような題材で登録や使用 の可否を二手に分かれて討議し,会場の参加者も当事者の ような気分で熱気に包まれた。参加者が「特許」や「商標」 が社会に果たす役割に気付き,権利の存在に注意を払うこ との重要性を実感できたと感じている。

タウンミーティングの開催にあたって,担当副会長は,開催地の県庁や市の担当者や関係団体等との打ち合わせを行い,あるいは,プログラム内容の検討を行ったり,県知事と会長の対談の段取りを行う等,様々な活動を行うことになる。いずれの地においても盛会のうちに開催でき,ご協力いただいた多くの方々に感謝申し上げる次第である。

一般的支援活動

日本弁理士会と地方自治体との契約による知的財産の支援活動として島根県及び高知県との知的財産戦略セミナーがあり、これは講演・演習を内容とするもので、年10回を予定して行われている。また、多くの大学でパテントセミナーや知的財産セミナーとして講演会を行い、大学における知財の普及、啓発にも力を注いでいる。

昨年の9月に琉球大学で行われた知的財産セミナーは、 大学の教官を対象とした。大学における論文を発明に結び つけるために、特許制度、特許明細書等の説明を行い、ま た電子図書館へアクセスして特許文献の入手の仕方の実践 を行った。普段とちがって、大学の先生方が、コンピュー 夕室で二日間の講習を受けられたが、結果は大変好評で、 論文発表だけでなく特許出願にも興味を示され、知財の重 要性を実感されたとのことであった。

大学や一般需要者の他に、小・中学校への出前授業を行っている。授業の一環として、弁理士が「先生」として「工作」を利用したり、身近な素材で発明の面白さを実感させたり、アイデアの育成を認識させ、同時に知財への関心や他人の発明・権利の尊重等の知育により、将来の人材育成を目指している。この出前授業は、学校からの要請に応じて行うもので、今年度は、現時点で小・中・高校合わせて28校に及んでいる。地域も群馬県・愛知県・沖縄県・鹿児島県等と広域で展開している。なお、授業風景についての記事は、パテント誌2004年8月号・11月号・12月号に掲載されているので、まだお読みでない方は是非ご一読いただきたい。5年、10年はまたたく間に過ぎるもので、このような授業を通じ、小・中学校時代から、知財利用のマナー、特許制度、商標制度の重要性に興味をもたせ、将来の発明家、実業家の誕生を期待したい。

著作権の認識

知的財産には特許・実用新案・意匠・商標の他に著作権も あるが、著作権についての認識も十分ではない。

商標権と著作権は、商標法に抵触規定が存在するが、特に商品化権との関係で抵触問題が生じやすい。マンガのキャラクターの図やキャラクター名が、商標登録されてトラブルが発生する事態もあり、商標法の存在に注意を払っていれば、未然にトラブルを防げるケースもある。会員の研修を通じて依頼人への説明を図り、著作権と商標権の両方への理解を深めていきたいと考えている。

正副会長会は、知的財産支援センターやその他の支援関係者を通じて知的財産の正しい認識と知見の普及に努めている。このような活動は縁の下の力持ちとしての多数の関係者の計り知れない支援の賜物である。日本弁理士会が社会貢献として知的財産の普及という責務を果たしていけるよう、今後とも関係各位の方々のご協力をお願い申し上げて結びの言葉とさせていただく。